

知事監視製品（平成28年2月10日石川県告示第49号）

1 知事監視製品を特定できる情報

1	2	3	4
次の写真に示すとおり、被包に「MONSTER」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの	次の写真に示すとおり、被包に「K2 Black」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの	次の写真に示すとおり、被包に「K2 Super」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの	次の写真に示すとおり、被包に「K2 Solid」と表示のある製品であって、その内容物が固形物のもの
			
5	6	7	8
次の写真に示すとおり、被包に「K2 Dove」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの	次の写真に示すとおり、被包に「ICE」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの	次の写真に示すとおり、被包に「Cork」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの	次の写真に示すとおり、被包に「DIAMOND ICE II」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
			
9	10		
次の写真に示すとおり、被包に「COOL」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの	次の写真に示すとおり、容器に「xpoiz FirE III」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの		
			

2 指定の理由

条例第2条第1項第7号に掲げる薬物を含有するおそれがある製品であって、吸入等の方法により身体に使用されるおそれがあるものであるため

3 施行期日

平成28年2月11日